

2013年11月22日

国際監査・保証基準審議会 御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

「財務諸表に対する監査報告：提案する新規及び改訂版の国際監査基準」 に対する意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、2013年7月に国際監査・保証基準審議会（以下、IAASB）が公表した公開草案「財務諸表に対する監査報告：提案する新規及び改訂版の国際監査基準」（以下、「本公開草案」）について意見書を提出する。当協会は、アナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約25,000名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む15名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下、IASB）や企業会計基準委員会（以下、ASBJ）の公開草案などに対して意見を表明するとともに、IASB、ASBJや金融庁と意見交換している。以下、本公開草案の主な点について、我々の意見を述べる。

全般的なコメント

当研究会は、本公開草案における提案は、2012年6月にIAASBより公表されたコメント募集文書「監査報告書の改善」における提案を関係者からのコメントを踏まえて具体化したものであると認識しており、現在の財務報告制度における監査意見を大幅に改善するものとして高く評価する。

我々は、本公開草案における提案は、財務諸表利用者が財務諸表をより適切に理解するための情報を提供することを直接的な目的とするものでなく、企業から提供されていない企業や企業の財務諸表に関する情報について監査人から新たに情報提供がされることはないものと認識している。しかし、本公開草案における提案は、特に監査人が当年度の財務諸表監査で最も重要と考える事項(key audit matters)に関する情報を提供することを要求している点で、財務諸表利用者が企業及び監査済財務諸表において経営者が重要な判断を行った領域を理解する上で有用な情報を提供することにつながるほか、財務諸表利用者が経営者及び統治責任者と議論を行う際の足がかりを提供することになると考えている。

このため、基本的に監査の結果を無限定適正か否かの2分するものにすぎない現在の監査意見と比べて、本公開草案による提案は、財務諸表利用者が監査意見をより適切に理解するための基礎を提供する点で投資意思決定において有用な情報を提供することになると考えている。さらに、監査プロセスについて追加的な開示を要求することで、

結果的に、監査及び財務報告の品質を向上させることにつながると考えている。

このように本公開草案における提案は、監査報告書及び監査済み財務諸表に対する我々財務諸表利用者の信頼を回復し高めうるものであり、強靱で強固な資本市場の基盤形成に資すると期待している。本公開草案は、これまでの監査報告書のあり方を大きく変えるものであるだけに、少なからぬ反発も予想されるが、我々は財務諸表ユーザーとしては、提案されている内容の実現に向けた IAASB の粘り強い努力を強く支持する。

以下、個別の質問に回答する。

1 監査した財務諸表の利用者は、監査人が監査で最も重要と判断した事項を記載する新しい区分の導入により、監査報告書の有用性が高められると考えるか？もしそう考えない場合、その理由は何か？

「全般的なコメント」に記載したとおり、我々は、監査人が監査で最も重要と判断した事項を記載する新しい区分の導入により、利用者にとっての監査報告書の有用性が従来と比べ格段に高められると考える。

2 ISA701(公開草案)の要求事項及び関連する適用指針は、監査上の主要な事項に関する監査人の判断を導くための適切な枠組みを提供していると考えるか？もしそう考えない場合、その理由は何か？ISA701(公開草案)の適用により、監査上の主要な事項の決定に関する監査人の判断は合理的に整合する結果となると考えるか？もしそう考えない場合、理由は何か？

「監査上の主要な事項」として記載すべき事項は、企業の監査人が当年度の財務諸表監査で最も重要と考える事項であり、監査人個々の監査業務によって当然異なるはずである。また、監査上の主要な事項には、監査人が監査業務を行う過程で得られた主観的な見解を反映すべきである。一律に開示すべき項目を定めることは、必ずしも監査人の見解を的確に表現する助けにはならない。これらの点を考慮した ISA701（公開草案）は監査人が監査上の主要な事項を決定するための判断の適切な枠組みを提供するものと考えられる。利用者側の理解としては、監査上の主要な事項の決定に関する監査人の判断は、個別の監査業務が前提にあり、ISA701（公開草案）では、監査業務の過程において監査人がどのように判断したかの情報提供を求めているに過ぎないというものである。

3 ISA701(公開草案)の要求事項及び関連する適用指針は、監査報告書でコミュニケーションを行うそれぞれの監査上の主要な事項の記載に何を含めるべきか監査人が適切に考慮するための十分な方向性を提供していると考えるか？もしそう考えない場合、理由は何か？

本公開草案では、監査上の主要な事項として記載すべき内容について、関連する財務諸表における開示への参照（該当がある場合）、及び、監査人が当該事項を監査において最も重要な事項の1つであると考えた理由を必ず記載することが提案されている。また、当該理由を説明するために必要と監査人が判断した場合には、当該事項の監査への

影響（例えば、実施した監査手続やその結果）についても記載することとされている。

「全般的なコメント」に記載したとおり、我々は、監査上の主要な事項は、財務諸表利用者が、企業及び監査済財務諸表において経営者が重要な判断を行った領域を理解することに役立つ情報を提供するとともに、財務諸表利用者が経営者及び統治責任者と議論を行う際の足がかりを提供することになることを期待している。こうした観点からは、「監査人がなぜ当該事項を監査において最も重要な事項の1つと考えたか」という理由が最も重要である。このため、本公開草案の提案に概ね同意する。

ただし、監査上の主要事項（KAM）には、会計上の見積、収益認識、不確実性といった事項が多く想定されるが、これらについての開示がその国の会計基準上詳細には要請されていない場合には、監査人による記載の制約となるような状況が生じる可能性が高い。公開草案の適用指針では、このような状況に十分対応できないことが懸念され、この点については改善が望まれる。

以上